

「中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）実施基本要領」 Q & A新旧対照表

改正	現行
<p>Q 1～Q 3 略</p> <p>Q 4. センター事業が対象とする事業者とはどのような企業ですか。</p> <p>A. センター事業が対象とする事業者は、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとする事業者が対象となります。</p> <p>また、<u>産業競争力強化法</u>第2条第17項に定義される「中小企業者」（このQにおいては、「<u>競争力強化法</u>中小企業者」という。）だけが被災事業者ではなく、地域の復興を図るに当たっては、<u>競争力強化法</u>中小企業者以外の事業者も対象となります。具体的には、<u>競争力強化法</u>中小企業者のみならず、<u>農業協同組合法</u>に規定する農事組合法人、<u>医療法</u>に規定する医療法人、<u>社会福祉法</u>に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（個人事業者も含み、大企業だけは除きます。）を対象としています。</p> <p>Q 5. 相談センター事務所はどのような支援を行うのですか。</p> <p>A. 被災沿岸地域等に設置されるセンター事務所は、センター本所とともにワンストップ体制を構築し、<u>センター事業</u>の説明や事業者の課題解決に向けた適切な助言、事業者が有する相談のセンター本所への紹介（相談取り次ぎ）等を行います。</p>	<p>Q 1～Q 3 略</p> <p>Q 4. センター事業が対象とする事業者とはどのような企業ですか。</p> <p>A. センター事業が対象とする事業者は、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとする事業者が対象となります。</p> <p>また、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>第2条第17項に定義される「中小企業者」（このQにおいては、「<u>産活法</u>中小企業者」という。）だけが被災事業者ではなく、地域の復興を図るに当たっては、<u>産活法</u>中小企業者以外の事業者も対象となります。具体的には、<u>産活法</u>中小企業者のみならず、<u>農業協同組合法</u>に規定する農事組合法人、<u>医療法</u>に規定する医療法人、<u>社会福祉法</u>に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（個人事業者も含み、大企業だけは除きます。）を対象としています。</p> <p>Q 5. 相談センター事務所はどのような支援を行うのですか。</p> <p>A. 被災沿岸地域等に設置されるセンター事務所は、センター本所とともにワンストップ体制を構築し、<u>相談センター事業</u>の説明や事業者の課題解決に向けた適切な助言、事業者が有する相談のセンター本所への紹介（相談取り次ぎ）等を行います。</p>

Q 6. 産業復興相談センターにおける再生計画策定支援と中小企業再生支援協議会における再生計画策定支援の違いは何ですか。

A. 対象債権者との連携、調整を図りながら、具体的で実現可能な再生計画の策定支援を行うことは同じですが、産業復興相談センターにおいては、東日本大震災により被害を受けた事業者の再生計画策定の支援を行います。

また、再生計画案の内容については、平時の対応を想定した中小企業再生支援協議会と異なり、債務超過解消年数等について、東日本大震災による被害を受けた実情に即したものとすよう十分に配慮するものとしています。

Q 7～Q 1 2

略

Q 6. 産業復興相談センターにおける再生計画策定支援と再生支援協議会における再生計画策定支援の違いは何ですか。

A. 対象債権者との連携、調整を図りながら、具体的で実現可能な再生計画の策定支援を行うことは同じですが、産業復興相談センターにおいては、東日本大震災により被害を受けた事業者の再生計画策定の支援を行います。

また、再生計画案の内容については、平時の対応を想定した再生支援協議会と異なり、債務超過解消年数等について、東日本大震災による被害を受けた実状に即したものとすよう十分に配慮するものとしています。

Q 7～Q 1 2

略